

三重県厚生事業団職員行動指針

令和3年12月

三重県厚生事業団

1 職員行動指針とは

職員行動指針は、三重県厚生事業団（以下「事業団」という。）の基本理念やビジョンを実現するために、職員としてどのような姿勢・行動をとるべきかを明確にするものです。

職員の行動を制約するものでも、強制力を持つものでもありません。しかしながら、私たちは、組織で働く上では、それぞれの個性や考え方は尊重されつつも、同じ目標に向かって仕事をするのが求められます。

そのため、行動指針は、職員の共通認識として、仕事をする上での拠り所となる考え方やとるべき姿勢・行動を具体的に示すものになります。また、職員としての振舞い方の基準や手本を示す役割もあります。

2 職員行動指針改定の背景

事業団の職員行動指針は、平成15年3月に策定し、これまで改定することなく20年近く経過しています。

こうした中、令和3年度を初年度とする第六次中期経営計画の策定に当たっては、事業団を取り巻く社会環境の変化や社会福祉法人に対するニーズの多様化・複雑化などに対応していくため、基本理念や経営方針を見直しました。

このため、新しい基本理念や経営方針を職員一人ひとりが自分ごととして理解するとともに、同じ目標に向かって仕事を進められるよう、職員がとるべき行動の基準を示す行動指針を改定することになりました。

3 構成

(1) 職員行動指針

事業団の経営方針は、4つの柱で構成されています。それぞれの経営方針を実現するうえでの職員としての姿勢・行動のあり方を4つの行動指針としてまとめました。

(2) 職員行動指針の解説

4つの経営方針に対応する行動指針を示すとともに、4つの行動指針それぞれに込められた趣旨を分かりやすく解説するため、「基本的な姿勢」を記載しています。

(3) 7つの心得

行動指針に共通する大事な姿勢・行動のうち、特に社会規範や職場の基本的なルールとして事業団職員に求められる姿勢・行動を、「7つの行動の心得」として記載しています。

職員行動指針の改定にあたっては、職員の皆さんが行動指針を「自分ごと」として意識し、活用できるものにしていくため、若手職員で構成する「職員行動指針検討ワーキング委員会」において、現場感覚や分かりやすさなどを大事にしながら検討を進めました。

また、検討過程では、職員の皆さんのご意見を聴取し、参考にしました。

4 三重県厚生事業団職員行動指針

【行動指針Ⅰ】わたしたちは、障がい者の皆さんに寄り添い、その思いや希望を大切にして、その人らしく安心して暮らせるよう支援します。

【行動指針Ⅱ】わたしたちは、三重県厚生事業団の専門的な「知識」「技術」「環境」を活用し、支援を必要とする障がい者の皆さんの支えとなるよう取り組みます。

【行動指針Ⅲ】わたしたちは、三重県の福祉を見据える広い視野と意識を持ち、地域の抱える課題に多職種協働・連携で取り組み、共生社会の実現を目指します。

【行動指針Ⅳ】わたしたちは、福祉を取り巻く状況を的確に捉え、三重県厚生事業団が地域から選ばれる法人であり続けるよう、次代に向けた創造や変革を目指していきます。

5 職員行動指針の解説

職員行動指針は、厚生事業団の4つの経営方針を実現していく上で、職員としてどのような姿勢・行動をとるべきかを明確にするものです。指針に込められている考え方を「基本的な姿勢」としてお示しします。

【経営方針Ⅰ】障がい者が、個人の尊厳を保持しつつ自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援します。



【行動指針Ⅰ】

わたしたちは、障がい者の皆さんに寄り添い、その思いや希望を大切にしていって、その人らしく安心して暮らせるよう支援します。

<基本的な姿勢>

(人権擁護)

・利用者の皆さんはもとより、地域に暮らす障がいを抱えた方々の尊厳を守り、人として当たり前の暮らしを支えるため、人権擁護に努めます。

(自立支援)

・お一人おひとりの思いや希望を尊重して、その人らしく自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

(障がい者差別の解消)

・出生や国籍、信条、性別、年齢、障がいの有無、社会的身分などによる差別を許しません。とりわけ、県民の皆さんの障がいに対する正しい理解の促進に努め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与します。

【経営方針Ⅱ】利用者一人ひとりのニーズと適性に応じた良質で多様なサービスを提供します。



【行動指針Ⅱ】

わたしたちは、三重県厚生事業団の専門的な「知識」「技術」「環境」を活用し、支援を必要とする障がい者の皆さんの支えとなるよう取り組みます。

<基本的な姿勢>

(安全・安心の確保)

・地域の皆さんが安全・安心に生活できるよう、受容と共感の気持ちを持つとともに、職員間の「報・連・相」を大切にし、多職種連携を行うことで、心のよりどころとなるような存在となります。

(サービスの質の向上)

・理論に基づいた手法や経験を積み重ね、三重県厚生事業団の高い専門性を活かしながら、個々が抱えるニーズに対して、障がい者の皆さんと共に解決へ向けて支援を行います。

(職員の質(福祉マインド・専門的スキル)の向上)

・福祉に携わる専門職として、障がい者の皆さんがチャレンジする姿を支援するために、職員としてのスキルアップを目指して、日々自己研鑽を行います。

【経営方針Ⅲ】地域の福祉ニーズに応えるため、専門性や資源を生かした地域における公益的な活動に取り組みます。



【行動指針Ⅲ】

わたしたちは、三重県の福祉を見据える広い視野と意識を持ち、地域の抱える課題に多職種協働・連携で取り組み、共生社会の実現を目指します。

<基本的な姿勢>

(共生社会づくりへの参画)

・社会を支える福祉人として、多職種（医療・教育・福祉）との幅広い連携と協力姿勢を忘れず、誰もが「安全」「安心」「快適」な生活を送れるような共生社会の実現に努めます。

(地域との交流)

・地域の一員として、地域との繋がりを常に意識し、適切な情報の発信や地域行事への参加、多様な交流の場の創出を通して、地域から信頼される存在となります。

(コンプライアンスの推進)

・事業団の職員として、社会的マナーや高い倫理観を持って行動し、地域社会への貢献を体現することができる職員を目指します。

【経営方針Ⅳ】サービスの提供を的確かつ持続的に行っていくため、信頼される経営基盤と運営体制の安定・強化を図ります



【行動指針Ⅳ】

わたしたちは、福祉を取り巻く状況を的確に捉え、三重県厚生事業団が地域から選ばれる法人であり続けるよう、次代に向けた創造や変革を目指していきます。

<基本的な姿勢>

(経営意識の醸成、業務の効率化)

- ・経営意識を持ち、健全な事業運営に努めます。
- ・現状に満足することなく、より良い方法を模索し続ける姿勢を持ち、常に考える習慣を身につけ、一人ひとりが積極的に業務改善の提案を行うことで、効率的で効果的な業務遂行に心がけます。

(人材の確保・育成)

- ・必要となる知識を学び、最適な福祉サービスの提供を行えるよう、研修等への参加により、自身の資質向上に努めます。

(魅力とやりがいにあふれる職場環境づくり)

- ・わたしたちは職場内での、あらゆるハラスメント行為を許しません。
- ・職員同士が自分の意見を発信しやすく、やりがいを感じられる職場にしていきます。
- ・ワークライフバランスの取組を推進し、働きやすい環境づくりに取り組みます。

6 7つの心得

厚生事業団が、利用者やその家族、地域社会の皆さんの信頼に応え、持続的・安定的に事業を展開していく上で必要となる社会規範や職場のルールのうち、特に事業団職員として心がけるべき姿勢や態度を「心得」として示します。これらは、職員行動指針に掲げる姿勢・行動のベースでもあります。

【心得Ⅰ】 仕事には誠実に取り組みます。

【心得Ⅱ】 丁寧な言葉で話しかけます。

【心得Ⅲ】 他人に説明できない支援はしません。

【心得Ⅳ】 笑顔と明るさを大切に行動します。

【心得Ⅴ】 相手の声に耳を傾け、寄り添い、その立場になって行動します。

【心得Ⅵ】 お互いを認め、尊重し、チームで協力して行動します。

【心得Ⅶ】 福祉に携わるものとしての自覚と責任を持ちます。